

平成24年度船員災害防止実施計画について

船員災害防止計画とは

- 船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和42年法律第61号)の規定により、国土交通大臣は、5年ごとに船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画を作成し、基本計画の実施を図るため、毎年、船員災害防止実施計画を作成しなければならないとされている。

第9次船員災害防止基本計画(平成20年度～平成24年度)

船員災害の減少目標

| | 死傷災害 | 疾病 |
|------|------|------|
| 一般船舶 | 16%減 | 2%減 |
| 漁船 | 26%減 | 16%減 |
| 合計 | 21%減 | 8%減 |

※平成24年度の前期最終年度(平成19年度)比。

主要な対策

- 自主的な船員災害防止対策の推進
- 安全衛生教育訓練の充実
- 死傷災害・疾病予防対策及び健康増進対策の推進
- 死傷災害に係るリスク低減対策の推進
- 国等による取組の推進

平成24年度船員災害防止実施計画

- 基本計画に定めた事項を毎年実施するためのものであること、船員災害の発生状況に基づき作成するものであること等を踏まえ、船員災害の減少目標及び重点をおくべき船員災害の種類を設定して主要な対策を講ずる。

船員災害の減少目標

| | 死傷災害 | 疾病 |
|------|------|-----|
| 一般船舶 | 4%減 | 1%減 |
| 漁船 | 15%減 | 3%減 |
| 合計 | 10%減 | 2%減 |

※対前年度比

平成22年度船員災害発生率(千人率)

死傷災害：10.9(対前年度実績比 2%減)
疾病：9.9(対前年度実績比15%減)
合計：20.8(対前年度実績比 9%減)

重点をおくべき船員災害の種類

- 海中転落や作業基準等不遵守による死傷災害
- 多発する「転倒」、「はさまれ」
- 高年齢船員の増加に伴う死傷災害
- 感染症及び生活習慣病
- 海難等による死傷災害

主要な対策

1. 安全衛生管理体制の整備とその活動の推進
 - (1) 安全基準、衛生基準、作業基準の徹底
 - (2) 若年船員に対する安全衛生に係る教育・指導の充実
 - (3) 安全衛生パトロールや安全衛生教育等の実施
 - (4) 船内労働安全衛生マネジメントシステムの普及
2. 死傷災害の防止
 - (1) 作業時を中心とした死傷災害防止対策の推進
 - (2) 海中転落による死傷災害防止対策の推進
 - (3) 高年齢船員の心身機能の変化に対応した死傷災害防止対策の推進
 - (4) 死傷災害に係るリスク低減対策の推進
3. インフルエンザ等の感染症及び生活習慣病を中心とした疾病予防対策
 - (1) インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症の予防対策
 - (2) 生活習慣病、筋骨格系の疾患、熱中症の予防対策
 - (3) 石綿(アスベスト)による健康被害対策
 - (4) 適正な衛生管理の推進、疾病予防、健康増進及び放射線情報に係る情報提供
4. 外国人船員に係る安全衛生対策の推進
5. 海難防止対策等による死傷災害の抑制
6. 船内における労働・生活環境の整備・改善
7. 船員労働安全衛生月間の実施
8. 船員災害防止協会の事業の充実及び効率化